

報告第7号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成30年5月25日 午後1時55分頃 岐阜市藪田南5丁目地内 岐阜県シンクタンク庁舎駐車場	
事故の概要	職員が駐車場にて駐車場所を探して後進していたところ、後方確認を怠っていたため、同じく駐車場所を探し停車していた車両の後部右側バンパー角に接触し損傷させた。	
相手方	[Redacted]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	153,533円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	153,533円
内 保険金	—	153,533円
内 一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年8月1日 専決第8号	